# 第33回 茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

- ◇ 日 時 令和3年7月9日(金曜日)午前8時45分から
- ◇ 場 所 南館8階 特別会議室

《次 第》

1 開 会

2 案 件

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について
- (2) その他
- 3 閉 会

#### 令和3年7月9日 茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、大阪府から令和3年7月8日付災対第2210号で示された「まん延防止等重点措置に基づく要請」等を踏まえ、下記のとおり決定します。

記

- 1 市主催(共催含む)の市民が参加するイベントや集会について 催物の開催制限の目安並びに適切な感染防止対策を行い実施します。なお、 開催状況は市ホームページ等で周知します。
- (1) 期 間:7月12日~8月22日
- (2) 人数上限: 5,000 人以下
- (3) 収容率

①大声なし:100%以内 ②大声あり:50%以内 (4) 開催時間:午後9時まで

- 2 公共施設等について
- (1) 期 間: 7月12日~8月22日
- (2) 利用時間:午後9時まで ※なお、この利用制限に伴うキャンセルは利用料を還付します。
- (3) 利用要件:上記1の催物開催の目安等のとおり
- (4) 公共施設の休館等の詳細については、別添のとおり
- 3 参考資料

令和3年7月8日付災対第2210号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組みについて」

〇:通常どおりの開館、Δ:一部閉館、×:閉館 施設名 対策等 ~7/11(前回) 本庁・合同庁舎 0 0 庁舎・出碼所 北辰出張所 0 0 斎場  $\circ$ 座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。  $\bigcirc$ 座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。 夜間区分の一部(20時以降。ただし、不特定多数を対象としたイベントは21時以降。)の利用を制限する。 大声での歓声・声援等が想定されるものについては、 利用可能人数の上限を定員の50%とする。 福祉文化会館(オークシアター) 夜間区分の一部(21時以降)の利用を制限する。 大声での歓声・声援等が想定されるものについては、利 用可能人数の上限を定員の50%とする。 Δ Δ 市民総合センター(クリエイトセンター) Δ 感染予防対策を徹底した上で、貸室や相談業務を行  $\circ$ 教育センター  $\cap$ 感染予防対策を徹底した上で、貸室や相談業務を行う。 肖費生活センター 0 0 夜間区分の一部(20時以降。)の利用を制限する。 大声での歓声・声援等が想定されるものについては、 利用可能人数の上限を定員の50%とする。 夜間区分の一部(21時以降)の利用を制限する。 大声での歓声・声援等が想定されるものについては、利 用可能人数の上限を定員の50%とする。 市民活動センター Δ Δ 夜間区分の一部(20時以降。ただし、不特定多数を対象としたイベントは21時以降。)の利用を制限する。 大声での教声・声優等が想定されるものについては、 利用可能人数の上限を定員の50%とする。 夜間区分の一部(21時以降)の利用を制限する。 大声での歓声・声援等が想定されるものについては、利 男女共生センターローズWAM Δ Δ 用可能人数の上限を定員の50%とする。 夜間区分の一部(20時以降。ただし、不特定多数を対象としたイベントは21時以降。)の利用を制限する。音楽スタジオ、録音スタジオ及び大声での歓声・声援等が想定されるものについては、利用可能人数の上限を定員の50%とする。 夜間区分の一部(21時以降)の利用を制限する。 音楽スタジオ、録音スタジオ及び大声での歓声・声援等 が想定されるものについては、利用可能人数の上限を定 員の50%とする。 生涯学習センターきらめき Δ Δ 保健医療センター 0 0 保健 感染症予防対策を徹底する。 感染症予防対策を徹底する。 こども健康センター  $\circ$  $\bigcirc$ 東保健福祉センター 0 感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。 0 感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。 高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき 0 0 高唱を伴う全ての利用について制限する。 高唱を伴う全ての利用について制限する。 福井多世代交流センター 0 0 高唱を伴う全ての利用について制限する。 子ども活動室は当面の間閉鎖する。 高唱を伴う全ての利用について制限する。 子ども活動室は当面の間閉鎖する。 蓋原多世代交流センター 0 0 沢池多世代交流センター 0 高唱を伴う全ての利用について制限する。 0 高唱を伴う全ての利用について制限する。 高唱を伴う全ての利用について制限する。 子ども活動室は当面の間閉鎖する。 高唱を伴う全ての利用について制限する。 子ども活動室は当面の間閉鎖する。 高齢者福祉 西河原多世代交流センター 0 0 南茨木多世代交流センター 0 高唱を伴う全ての利用について制限する。 0 高唱を伴う全ての利用について制限する。 いきいき交流広場 0 高唱を伴う全ての利用について制限する。 0 高唱を伴う全ての利用について制限する。 コミュニティデイハウス 0 0 カラオケなど高唱を伴う活動を禁止、食事中の会話を 禁止した上での食事の提供を実施 カラオケなど高唱を伴う活動を禁止、食事中の会話を禁 止した上での食事の提供を実施 0 0 街かどデイハウス 貸室における定員数の削減や歌唱・高唱の禁止 午後9時まで開館 障害福祉センターハートフル 0 貸室における定員数の削減や歌唱・高唱の禁止 0 障害者就労支援センターかしの木園 0 0 感染予防に留意しながら事業を実施 感染予防に留意しながら事業を実施 障害者(児)福祉 障害者生活支援センターともしび園 0 0 通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ あけぼの学園 0 通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ。 0 親子ひろばは人数を縮小して実施。(6組→4組) 見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施。 親子ひろばは人数を縮小して実施。(6組→4組) 見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施。 すくすく親子教室 0 0 親子交流の場定員8組、一時預かり定員6人、各完全入替制、感染防止対策の上実施 親子交流の場定員8組、一時預かり定員6人、各完全入 替制、感染防止対策の上実施 0  $\bigcirc$ 子育て支援総合センター 子育て支援 子育てすこやかセンター 0 -時預かり定員6人、感染症対策を徹底の上実施 0 -時預かり定員6人、感染症対策を徹底の上実施

〇:通常どおりの開館、△:一部閉館、×:閉館 6/21 ~7/11 (前回) 施設名 対策等 市民体育館 Δ Δ 福井市民体育館 体育館 夜間区分の一部(21時以降)の利用を制限する。 夜間区分の一部(20時以降。)の利用を制限する。 南市民体育館 Δ 東市民体育館 Δ Δ 西河原市民プール 屋外プールは夏期期間休場。 屋外プールは夏期期間休場。 Δ Δ プール 中条市民プール 6月中は休業中(オフシーズン)。夏期期間休場。 夏期期間休場。 五十鈴市民プール Δ 屋外プールは夏期期間休場。 Δ 屋外プールは夏期期間休場。 0 東雲運動広場グラウンド 0 春日丘運動広場グラウンド Δ 20時以降の利用を制限する。 0 若園運動広場グラウンド 0 0 福井運動広場グラウンド 0  $\wedge$ 20時以降の利用を制限する。 桑原運動広場グラウンド 0 0 桑原運動広場フットサル場 0 0 桑原ふれあい運動広場 0 0 中央公園北グラウンド 0 Δ 中央公園南グラウンド Δ 0 20時以降の利用を制限する。 島3号公園大グラウンド Δ 0 島3号公園小グラウンド 0 Δ 西河原公園北グラウンド 0 西河原公園南グラウンド 0 若園公園グラウンド 0 運動広場・グラウンド・庭 球場等 0 沢良官公園グラウンド 0 0 忍頂寺スポーツ公園グラウンド 0 0 東雲運動広場庭球場 0 0 春日丘運動広場庭球場 0 0 福井運動広場庭球場 0 0 桑原運動広場庭球場 0 0 0 0 若園公園庭球場 西河原公園北庭球場 0 0 西河原公園南庭球場 0 0 忍頂寺スポーツ公園庭球場 0 0 0 郡山公園庭球場 0 西河原公園屋内運動場 Δ 20時以降の利用を制限する。 0 0 春日丘運動広場弓道場 0 カフェについては大阪府の要請に従って運営を行う。 IBALAB@広場 Δ カフェについては大阪府の要請に従って運営を行う。 Δ 忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘 0 0

〇:通常どおりの開館、△:一部閉館、×:閉館 6/21 ~7/11 (前回) 施設名 対策等 葦原コミュニティセンター Δ Δ 中津コミュニティセンター Δ 庄栄コミュニティセンター Δ Δ 水尾コミュニティセンター Δ Δ 郡コミュニティセンター Δ 西河原コミュニティヤンター  $\wedge$ Λ 穂積コミュニティセンター Δ Δ 畑田コミュニティセンター Δ 東コミュニティセンター Δ 夜間区分の一部(20時以降。)の利用を制限する。大 声を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とす る。 夜間区分の一部(21時以降)の利用を制限する。大声を 伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。 コミュニティセンター Δ 豊川コミュニティセンター Δ 彩都西コミュニティセンター Δ 三島コミュニティセンター Δ Δ 大池コミュニティセンター Λ Λ 春日コミュニティセンター Δ 東奈良コミュニティセンター Δ Δ 沢池コミュニティセンター  $\wedge$ Λ 山手台コミュニティセンター Δ Δ 玉櫛コミュニティセンター Δ Δ 茨木公民館  $\wedge$ Λ 春日丘公民館 Δ Δ 中条公民館 Δ Δ 安威公民館 Δ Δ 玉島公民館 Δ Δ 福井公民館 Δ Δ 清溪公民館 Δ Δ 施設の利用は午後9時までとする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュア ル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応 を行う。 施設の利用は午後8時までとする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュ アル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた 対応を行う。 見山公民館 Δ 公民館 石河公民館 Δ Δ 太田公民館 Δ Δ 太田公民館分室 Δ Δ 天王公民館 Δ Δ 郡山公民館 Δ Δ 耳原公民館 Δ Δ 白川公民館 Δ Δ 西公民館  $\wedge$ Λ

〇:通常どおりの開館、△:一部閉館、×:閉館 6/21 ~7/11 (前回) 施設名 対策等 豊川いのち・愛・ゆめセンター Δ Δ 夜間区分の一部(20時以降。)の利用を制限する。大 声を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とす る。 夜間区分の一部(21時以降)の利用を制限する。大声を 伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。 いのち・愛・ゆめセンター 沢良宜いのち・愛・ゆめセンター Δ Δ 総持寺いのち・愛・ゆめセンター Δ Δ 文化財資料館 0 0 キリシタン遺物史料館 0 0 文化施設  $\circ$  $\circ$ 川端康成文学館 市立ギャラリー 0 0 プラネタリウム (天文観覧室) 0 0 施設の利用は午後8時までとする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた 対応を行う。 共用施設の利用は午後8時までとする。 イベント中の共用施設の利用は午後9時までとする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた 対応を行う。 施設の利用は午後9時までとする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュア ル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応 ト中条曹少年センター Δ Δ 青少年 共用施設の利用は午後9時までとする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュア ル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応 を行う。 青少年野外活動センター Δ Δ 図書館(宮土正晴記念館含む。)  $\circ$ 滞在時間等一部制限あり。  $\circ$ 滞在時間等一部制限あり。 会議室等の貨室については、収容率の100%以下(条件あり)とする。芝生広場・パーペキュー等については、家族利用に限定。センター主催のイベントは中止。 会議室等の貸室については、収容率の100%以下(条件 あり)とする。芝生広場・パーベキュー等については、 家族利用に限定。センター主催のイベントは中止。 里山センター(森の学び舎) 0 0 彩都西公園、彩都あかね公園、彩都はなだ公 公園駐車場 0 0 園、 耳原公園

市町村長様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠に ありがとうございます。

本日、国において、大阪府の「まん延防止等重点措置を実施すべき期間」が延長されたことを踏まえ、第55回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、7月12日から8月22日までのまん延防止等重点措置に基づく要請(府有施設を含む)を決定いたしました。

現在、新規陽性者数が 20・30 代を中心に増加傾向にあり、感染拡大の兆候が見られています。今後、変異株による感染の急拡大が懸念され、感染予防対策の実施がますます重要となります。

貴市町村におかれても、引き続きの感染防止対策の徹底にご協力をお願いいたします。 あわせて、本会議で決定された要請内容や、別添チラシによる感染予防対策の継続について、ホームページやSNS等で周知いただくなど、ご協力いただきますようお願いいたします。

別添資料1 まん延防止等重点措置に基づく要請

別添資料2 【啓発チラシ】感染拡大の兆候について

別添資料 3 第 55 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

(問い合わせ先)

危機管理室 災害対策課 (健康危機事象対策チーム) 柴田・工藤・新井

06-6941-0351 (内 4947、4948)

① 区域 ※区域の状況については別紙のとおり

## 措置区域:33市

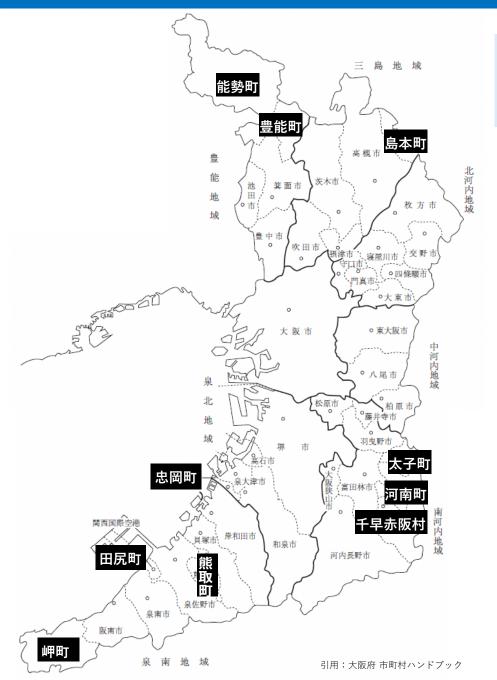
(大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、 富田林市、 寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、 東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市)

## その他の区域:10町村

(島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村)

② 要請期間 まん延防止等重点措置を実施すべき期間(7月12日~8月22日)

## 府内市町村の状況



- ◆府内市町村別の人口・食品衛生法に基づく飲食店許可件数・陽性者数 (直近1週間・累計)については以下表のとおり。
- ◆全ての項目において、市のみ(町村以外)で、府域の98%以上を占める。

#### 【府内市町村の状況】

	人口 (R3/5/1)	飲食店許可件数 (R3/5/31)	陽性者数 (7/1~7)	陽性者数 (累計 7/7時点)
政令市	3,577,176	69,600	493	52,966
その他 市	5,051,324	40,211	301	47,486
市合計	8,628,500 ( <b>98%</b> )	109,811 ( <b>99%</b> )	794 ( <b>99%</b> )	100,452 ( <b>99%</b> )
町村 合計	174,556 ( <b>2%</b> )	1,099 ( <b>1%</b> )	( <b>1%</b> )	1,096 ( <b>1%</b> )
総合計	8,803,056	110,910	802	101,548

## ③ 実施内容

# ●府民への呼びかけ

- **不要不急の外出は自粛すること**(特措法第24条第9項に基づく)
- 不要不急の都道府県間移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えること

(法第24条第9項に基づく)

- **感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること** (法第24条第9項に基づく)
- 〇 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと (法第31条の6第2項に基づく)
- 4人以下※1のマスク会食※2の徹底 (法第24条第9項に基づく)
  - ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない
  - ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない
- 路上、公園等における集団での飲酒は自粛すること (法第24条第9項に基づく)
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること(法第24条第9項に基づく)

# ●大学等へのお願い (特措法第24条第9項に基づく)

- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること
- 学生に対し、以下の行動の自粛を徹底すること
  - ・クラスター発生のリスクがある、部活動、多人数が接触する活動及び前後の会食
  - ・旅行(合宿を含む)や自宅、友人宅での飲み会
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

# ●経済界へのお願い(特措法第24条第9項に基づく)

- 在宅勤務(テレワーク)等による、出勤者数の7割減をめざすこと
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に 推進すること
- **休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること。**
- 業種別ガイドラインを遵守すること

> 主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請

収料	人数上限※1	営業時間短縮	
大声なし※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、 伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	大声あり※2 ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、 公営競技、公演(キャラクターショー等)、ライ ブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	5,000人	21時まで※4
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内※ 3 (席がない場合は十分な間隔)		

- ※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要) 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離(1m)を確保できること
- ※2 イベントは例示であり、実際のイベントがいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的 に判断する。飲食を伴うイベントは「大声あり」と同じ取扱いとするが、発声のない場合(映画館等)は「大声なし」と扱う
- ※3 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。 すなわち、収容率は50%を超える場合がある。
- ※4 飲食の提供は、措置区域:20時まで、その他の区域:21時まで (酒類提供(参加者による持込みを含む)は、措置区域:11時~19時、その他の区域:11時~20時) 酒類提供は、業種別ガイドライン、国の4要件(7ページ参照)、同一グループ4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする。

(イベントを開催する場合の要請内容)

- ◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底
- ◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件 (収容率等)などについて、大阪府に事前に相談すること

#### 飲食店等への要請 施設について(府有施設を含む)

施設	要請内容			
<b>沙山 高文</b>	<b>措置区域</b> (法第31条の6第1項)	その他の区域(法第24条第9項)		
【飲食店】	○営業時間短縮(20時まで)	○営業時間短縮(21時まで)		
飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※1、カラオケボックス※2等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】	○酒類提供(利用者による店内 持込みを含む)は原則自粛。 ただし、ゴールドステッカー認 証店舗等※3で、同一グループ の入店を原則4人以内※4とす る店舗は提供可能(11時~19時)	○酒類提供(利用者による店内持 込みを含む)は原則自粛。 ただし、ゴールドステッカー認 証店舗等※3で、同一グループ の入店を原則4人以内※4とす る店舗は提供可能(11時~20時)		
食品衛生法の飲食営業許可を受けている施設	○カラオケ設備の利用自粛	○カラオケ設備の利用自粛		

- ※1 インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。 ただし、入場整理の実施、酒類提供の制限、カラオケ設備の利用自粛を要請。
- ※2 カラオケボックスは、カラオケ設備の利用自粛の対象外。ただし、酒類提供は自粛を要請。 (カラオケ設備を利用しない場合は、上記の酒類提供の要件を遵守したうえで提供することは可能)
- ■※3 ●ゴールドステッカー認証店舗 又は ❷ゴールドステッカーの認証申請店舗(申請をするまでの酒類提供は自粛)
  - ※酒類を提供する店舗は、提供する日より前に、ゴールドステッカーの申請に加え、対策項目チェックリストに基づく自己確認を行うこと
- ※4 同居家族の場合は除く

#### 【営業にあたっての要請事項】

(措置区域:特措法第31条の6第1項、その他の区域:法第24条第9項に基づくもの)

- ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板の設置等
- ○上記のほか、特措法施行令第5条の5各号に規定される措置(従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気)

(特措法第24条第9項に基づくもの) ○**CO2センサーの設置** 

○業種別ガイドラインの遵守を徹底

# 感染防止認証ゴールドステッカー 制度概要

概要

感染症に強い強靭な社会・経済の形成を図っていくため、 飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる 環境整備につながる、新たな認証制度を創設。

対 象

飲食店(但し、テイクアウト等を除く)

認証基準

国の4要件に加え、府独自基準を設定。(以下の例示を含む、全ての基準を満たすことが必要)

(例) ・アクリル板等の設置 (座席間隔の確保)

- ・手指消毒の徹底
  - ・食事中以外のマスク着用の推奨
  - ・換気の徹底、<mark>CO2センサーの設置</mark>
  - ・<u>症状のある従業員に対する「飲食店スマホ検査センター」の</u> 積極的な利用の推奨
  - ・コロナ対策リーダーの設置 等





# ●施設について (府有施設を含む)

# 飲食店等以外への要請(特措法第24条第9項に基づく)

.,		要請内容
施設の種類	内訳	措置区域の 1000㎡超の施設
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター(地下街を含む)等(生 活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く)	【 <b>営業時間</b> 】 21時まで
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	【その他】 入場整理等
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	

## ●施設について (府有施設を含む)

# 飲食店等以外への要請 (特措法第24条第9項に基づく)

		要請内容
施設の種類	内訳	措置区域の1000㎡超の施設※2
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、 屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、 ホットヨガ、ヨガスタジオ、 野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ 練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地 等	【人数上限・収容率】 イベントの開催制限と同じ 【営業時間】
博物館等	博物館、美術館等	・21時まで 
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	【 <b>その他】</b> 入場整理等
遊興施設	ライブハウス※1	八物金柱寺 (法に基づかない働きかけ)
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)	

※1:飲食店営業許可を受けている施設について、イベントに関する要請に加え、飲食店と同様の要請も実施

※2:「措置区域の1000㎡以下の施設」又は「措置区域以外の施設」でイベントを開催する場合は、イベントの開催要件(5ページ参照)を 守ること。イベント開催以外(運動施設の観客を入れない個人の練習・プレー等)の場合は、上記の【人数上限・収容率】を守ること。 q

# まん延防止等重点措置コールセンター

特措法に基づく要請内容などにかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、 コールセンターを設置

## 【コールセンターの概要】

開設時間:平日9時30分~17時30分

※ただし、本日 7/8 (木) は 2 2 時まで

<u>受付電話番号:06-7178-1398</u>

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定



# 感染拡大の兆候が見られます!

新規陽性者数が20·30代を中心に増加傾向! 変異株(デルタ株)による感染の急拡大に注意!

# 感染予防対策を続けよう











- ・クラスター発生のリスクがある、部活動、多人数が接触する活動及び前後の会食を控えてください。
- ・旅行(合宿を含む)や自宅、友人宅での飲み会を控えてください。
- ・発熱等の症状がある場合は、登校や出勤を控え、お近くのかかりつけ医にまず相談してください。 夜間・休日やかかりつけ医がいない方などは、各保健所の新型コロナ受診相談センターにご相談ください。

新型コロナウイルス感染症に関する情報はこちら

大阪府 コロナ

#### 第55回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

日頃から府政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。 第55回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の概要について、以下のとおり報告いたします。

1. 日時 : 令和3年7月8日 (木) 18時00分から18時30分まで

2. 場所 : 大阪府新別館南館8階 大研修室

#### 【結果概要】

#### (1) まん延防止等重点措置に基づく要請等

- ○本日、国において、大阪府の「まん延防止等重点措置を実施すべき期間」の延長が決定した。
- ○措置区域は、町村以外の33市。要請期間は、7月12日から8月22日まで。
- ○府民には、「不要不急の外出自粛」「不要不急の都道府県間移動、特に緊急事態措置区域との往来 は極力控えること」「感染対策が徹底されていない飲食店等の利用の自粛」等を要請。
- ○大学等には、「発熱等の症状がある学生の登校や活動参加を控えることの周知徹底」「部活動、多人数が接触する活動及び前後の会食の自粛徹底」「旅行(合宿含む)や自宅、友人宅での飲み会の自粛徹底」等を要請。
- ○経済界には、在宅勤務(テレワーク)等による、出勤者の7割減をめざすこと等を要請
- ○イベントの開催は、府全域を対象に、以下の開催制限を要請。

収名	率容	上限人数	営業時間短縮
大声なし 100%以内	大声あり 50%以内	5000 人	21 時まで

- ○飲食店等は、以下のとおり要請。
  - ・営業時間短縮(措置区域:20時まで、その他の区域:21時まで)
  - ・酒類提供(利用者による店内持込みを含む)は原則自粛。ただし、ゴールドステッカー認証 又は申請済み店舗で、同一グループの入店を原則4人以内とする店舗は提供可能(措置区域: 11時~19時、その他の区域:11時~20時)
  - ・カラオケ設備の利用自粛
- ○商業施設、運動施設等は、措置区域の 1000 ㎡超の施設について、21 時までの営業時間短縮要請。 イベントを開催する施設は、イベント開催要件を守ること。
- ○措置の実効性確保のため、「飲食店」見回り隊として、最大 100 班 (200 人) 体制で、見回りを実施。加えて、営業時間短縮要請にかかる現地確認のため、最大 30 人体制で、夜の見回りを実施。

#### (2)「大阪モデル」について

○まん延防止等重点措置を実施すべき期間が延長されたことから、デルタ株など新たな変異株の市中感染の恐れ等も勘案し、措置期間中は、「非常事態(赤色信号)」を引き続き点灯させる。

#### (3) 現在の感染状況・療養状況等

○20・30 代の新規陽性者数が増加傾向にあり、「見張り番指標」により、7月8日(本日)、感染拡大の兆候を探知。(20・30 代新規陽性者数7日間移動平均が概ね30人以上で、前日比が4日連続1を超過)

恐れいりますが、会議資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

(大阪府ホームページ) 大阪府新型コロナウイルス対策本部

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku\_keikaku/sarscov2/55kaigi.html

令和3年7月8日

# 修正「大阪モデル」について

令和3年7月7日 健康医療部

## 「大阪モデル」 見直しの方向性

#### <大阪モデルについて> (5/8運用開始、7/3指標及び基準を見直し、12/14非常事態解除基準を追加)

感染拡大状況を判断するため、府独自に指標・基準を設定し、日々モニタリング・見える化。府民とのリスクコミュニケーションにより行動変容を促す。

#### <修正モデルの適用日> 令和3年7月8日(木)から適用

## <見直しの方向性>

#### 【方向性1】第四波を踏まえ、「非常事態」(赤信号)に感染拡大を早期探知する指標・基準を新たに設定する。

(見直しの背景:現行モデルは第一波収束時に設定したものであり(R2.7.3)、第四波の感染規模や速度等を反映していない。)

< 第四波> 従来株より感染力・重篤度が高いアルファ株(変異株)の影響を強く受け、感染が急拡大

感染拡大状況:3/20 見張り番指標が感染拡大兆候を探知(週・人口10万人あたり新規陽性者数9.57人(約121人))

3/26 週・人口10万人あたり新規陽性者数15人(約189人)超過 3/31 同陽性者数25人(約315人)超過

4/13 新規陽性者数1000人超過(3/20から約3週間後)→1000人超過した状態が3週間継続

## 【方向性2】ワクチン接種状況等も踏まえ、「非常事態」(赤信号)に、軽症中等症病床も含めた医療提供体制全体のひっ迫 の恐れを早期探知するための指標・基準を新たに設定する。

また、第四波における重症者数増加の速度を踏まえ、「非常事態」の基準を引き下げる。

(見直しの背景:高齢者のワクチン優先接種により、全体の重症化率は一定下がることが期待される一方、変異株の影響等を含めた今後の感染拡大の状況によってはワクチン未接種層を中心とした感染拡大の可能性があり、医療提供体制全体の状況を見る必要。)

〈第四波〉重症者数:第三波の3倍の速度で増加し、最大449名に到達

#### 【方向性3】国の分科会指標との整合性を確保し、分科会指標・基準を活用する。

(見直しの背景:国分科会がステージ移行を検知する指標・基準(令和2年8月7日 令和3年4月15日改定)を提示し、複数の指標や基準が存在。)

## 【方向性4】黄色信号点灯の恒常化を防ぐため、「警戒解除」の基準を見直す。

(見直しの背景:7/12以降、約5か月にわたり黄色信号が点灯。)

【方向性5】ステージ移行(信号点灯)の要否については、「緊急事態措置」「まん延防止等重点措置」適用状況などを踏まえ、 対策本部会議で決定する。また、「大阪モデル」については、変異株が感染状況等に与える影響やワクチン接種状況、 分科会指標の見直し等を踏まえ、今後も適宜見直しを検討する。

## 「大阪モデル」見直し(案)の修正点

## <修正(1)>(P4)

- 「警戒」へのステージ移行は、分科会指標のうち、ステージⅢの「直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数」15人以上及び病床使用 **率20%**を設定する。ただし、**重症病床使用率は、**国と府で重症の定義が異なることから、**府定義に基づく使用率とする。**
- 「警戒」へのステージ移行は、感染拡大や医療提供体制への負荷の状況を早期探知するため、指標のいずれかが目安に到達した場合とする。

## <修正(2)>(P4)

- 感染拡大を早期に探知し、その後の軽症中等症病床も含めた医療提供体制全体のひっ迫を防ぐため、「非常事態」の指標・基準として、分 科会指標のうちステージIVの「週・人口10万人あたり新規陽性者数」25人以上及び病床使用率50%を新たに設定する。 また、重症病床のひっ迫状況を早期探知するため、重症病床使用率の目安を、現行の「70%以上」から「60%以上」に引き下げる。
- 「非常事態」へのステージ移行は、感染拡大や医療提供体制のひっ迫を最大限防ぐため、指標のいずれかが目安に到達した場合とする。

## <u> <修正(3)>(P4)</u>

- 「非常事態解除」の指標・目安は、医療提供体制のひっ迫状況の改善を担保するため、7日間連続病床使用率50%未満、7日間連続 重症病床使用率60%未満とする。
- 「非常事態解除」は、医療提供体制のひっ迫状況の改善を担保するため、指標**の全てが目安に到達した場合**とする。

## <修正(4)>(P4)

- 「警戒解除」は、医療提供体制のひっ迫状況の改善を確実なものとするため、指標**の全てが目安に到達した場合**とする。

# 「大阪モデル」見直し(案)

- ステージ移行については、指標の目安の到達状況を踏まえつつ、感染状況や医療提供体制の状況、感染拡大の契機も十分に考慮し、 専門家の意見を聴取したうえで、対策本部会議で決定する。
- 指標及びその目安として、分科会がステージ移行の目安としている病床使用率、入院率、直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数のうち、入院率以外の2指標・基準を設定する。重症病床使用率は、国と府で重症の定義が異なることから、府定義に基づく使用率とする。
  - ※ 指標のうち、「入院率」については新規陽性者の年代構成により率が変動することから設定しない。

※ 軽矩件									
区分	モニタリング指標		修正(1) 警戒の目安	修正(2) <b>非常事態の目安</b>	修正(3) 非常事態解除の目安	修正(4) 警戒解除の目安			
	分科 会 指標	①直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	15人以上 ※ (約189人/日)	25人以上※ (約315人/日)	_	_			
医療	分科 会 指標	②病床使用率 重症・軽症中等症ともに確保病床数 (7/6時点 重390床+軽中2457床)	20%以上	50%以上	7 日間連続 50%未満	7 日間連続 20%未満			
体制	独自 指標 ③重症病床使用率 確保病床数は一般医療と両立可能な250床		20%以上	60%以上	7 日間連続 60%未満	7日間連続 20%未満			
信号	(一定期	間点灯させた後、消灯)	<b>上記いずれか</b> が 目安に達した場合	<b>上記いずれか</b> が 目安に達した場合	<b>上記全て</b> が 目安に達した場合	<b>上記全て</b> が 目安に達した場合			

※感染状況の指標については、ワクチン接種状況を踏まえ、適宜見直しを検討する。

<考慮事項>「まん延防止等重点措置」・「緊急事態措置」適用区域に指定・解除される場合は、対策本部会議を開催し、ステージ移行の要否を決定する。

赤

`	◇グラープ科云拍伝ス								
		医療提供体制等の負荷				感染の状況			
		病床使用率	入院率	重症者用 病床使用率	人口10万人あたり 療養者数	1 週間平均の PCR陽性率	直近1週間の人 口10万人あたり新 規陽性者数	1週間平均の 感染経路不明割合	
	ステージⅢ	20%以上	40%以下	20%以上	20人以上	5%以上	15人以上	50%以上	
	ステージIV	50%以上	25%以下	50%以上	30人以上	10%以上	25人以上	50%以上	

# (参考)「大阪モデル」 見張り番指標等

#### <見張り番指標について>

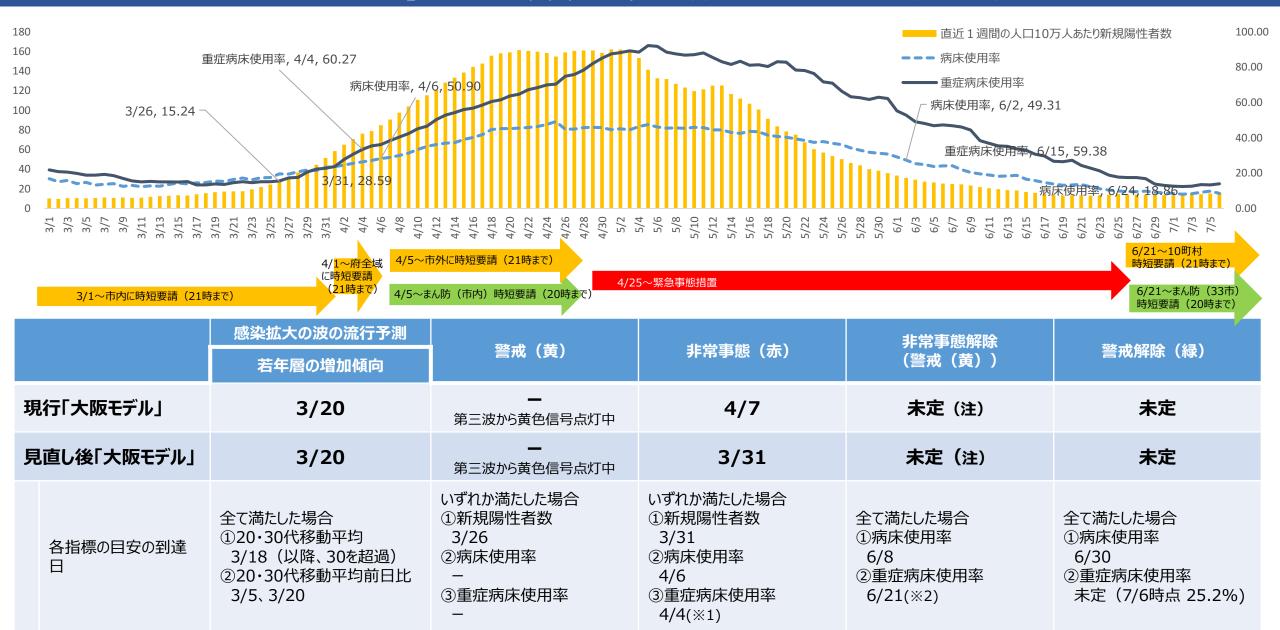
今後 1 ~ 2 週間程度の感染拡大の兆候を予測するため、引き続きモニタリングし、目安到達状況や、感染状況・感染拡大の契機(恒例行事による人流の拡大など)の有無などを考慮のうえ、府民に注意喚起を行う。

区分	見張り番指標	目安	兆候の探知
若年層の増加傾向 (今後1~2週間の感染拡大の兆候を予測)	20·30代新規陽性者数7日間移動平均	概ね30人以上	左記の全ての指標が
	染拡大の兆候を予測) 20・30代新規陽性者数7日間移動平均前日比		目安を満たした場合

#### <参考 医療提供体制の状況>

当面の医療提供体制の負荷の状況(見込み)を示すものとして、60代以上に加え、新たに40・50代新規陽性者数移動平均をモニタリングする。

# 「大阪モデル」 見直し (案)を第四波に当てはめた場合の状況



<sup>(</sup>注)目安を満たした日は6/21であるが、第四波においては、まん延防止等重点措置期間中は、「非常事態」(赤色信号)を点灯させたままとすることを第53回対策本部会議にて決定。

<sup>(※)</sup>令和3年6月9日付病床確保計画(改定)に基づく一般医療と両立可能な重症病床確保数 250床で積算した場合、(※1)4/7、(※2)6/17

# (参考)現行「大阪モデル」モニタリング指標

分析事項	モニタリング指標	府民に対する 警戒の基準	府民に対する 非常事態の基準	府民に対する 非常事態解除の基準	府民に対する 警戒解除の基準
(1)市中での 感染 拡大	①新規陽性者における感染経路不明者 7日間移動平均前週増加比 ②新規陽性者における感染経路不明者 数7日間移動平均	① 2以上 かつ ②10人以上			②10人未満
<b>状況</b>	【参考①】新規陽性者における感染経路不明者の 割合				
(2)新規陽	③7日間合計新規陽性者数	120人以上かつ 後半3日間で半数 以上		_	
性患者の   拡大   状況	④直近1週間の人口10万人あたり新規陽 性者数				0.5人未満
, .,, .	【参考②】確定診断検査における陽性率の7日間 移動平均		_	_	_
(3)病床等 のひっ迫	⑤患者受入重症病床使用率 — —		70%以上 (「警戒(黄色)」信号が点灯 した日から起算して25日以内)	7 日間連続 60%未満	60%未満
状況	【参考③】患者受入軽症中等症病床使用率【参考④】患者受入宿泊療養施設部屋数使用率	_	_		—
各指	標を全て満たした場合における信号	黄	赤	黄	緑

#### <考慮事項>

- 警戒基準引き上げにより、緩やかな感染拡大の兆候に対しては早期の探知が機能しないことから、都道府県による社会への協力要請を行うべき国が示した基準日の条件(直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数2.5人)を満たした場合には、指標①②に基づく感染経路不明者の増加傾向、及び新規陽性患者の日々の増加傾向を踏まえて、専門家会議の構成員等の意見を聴取し、対策本部会議で「警戒(黄色)」信号点灯の要否を決定するものとする。
- 国による緊急事態宣言が出された場合、対策本部会議で「非常事態(赤色)」信号点灯の要否を決定するものとする。

# 参考 分科会指標

#### 緊急事態措置、まん延防止等重点措置等について

(個別の都道府県の扱いについては、機械的に行うのではなく、その都度、総合的に判断)

#### ステージIV

爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避ける ための対応が必要な状態

#### (主な目安)

- ・医療のひっ迫具合 (確保病床使用率50%、入院率25%)
- 週当たり新規報告数(25人/10万人)

#### ステージⅢ

感染者の急増及び医療提供体制 における大きな支障の発生を避 けるための対応が必要な段階

#### (主な目安)

- ・医療のひっ迫具合 (確保病床使用率20%、入院率40%)
- ・週当たり新規報告数(15人/10万人)

#### <u>ステージⅡ</u>

感染者の漸増及び医療提供体制 への負荷が蓄積する段階 緊急事態措置

= 全国的かつ急速なまん延を抑えるための対応

範囲:原則、都道府県単位

講じうる措置:事業者に時短要請~休業要請(命令、過料(30万円))

飲食店におけるアクリル板の設置又は対人距離の確保、マスク着用、手指消毒、換気の徹底

住民に外出自粛要請

イベント開催制限・停止 など

指標を総合的に評価し、ステージⅣ相当で宣言

指標を総合的に評価し、ステージⅢ相当と なる場合に解除(ステージⅡ相当以下に下 がるまで必要な対策を段階的に実施)

まん延防止等重点措置

= 特定地域からのまん延を抑えるための対応

範囲:原則、区画や市町村単位

講じうる措置:事業者に時短要請(命令、過料(20万円))

飲食店におけるアクリル板の設置又は対人距離の確保、マスク着用、手指消毒、換気の徹底

住民に知事の定める区域・業態にみだりに出入りしないことの要請 など

一部地域における感染の急拡大を封じ込めることが目的であり、ステージⅢ相当である他、感染拡大の状況を勘案して適用

措置を実施している区域の感染状況が都 道府県全域に感染を拡大させるおそれが ない水準か等を踏まえて終了

一般的な要請(罰則なし)

※緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に係る要請に伴う支援については、要請に応じたこと、要請による経営への影響の度合い等を勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮し、十分な理解を得られるようにするため、必要な支援となるよう努める。

## 各都道府県で想定される感染状況

#### ステージ I

#### 医療提供体制に特段の支障がない段階

医療提供体制に特段の支障を及ぼさない感染の水準にある状況であり、特に地方部では感染者が散発的にしか発生しない状況である。

#### ステージェ

#### 感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階

3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、**感染者が漸増**し、**重症者が徐々に増加**してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。

6 頁の取組を 実施

ステージ III の指標 (上昇局面ではより積極的に

ステージ III の指標 (下降局面ではより慎重に)

## ステージ皿

#### 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を 避けるための対応が必要な段階

ステージⅡと比べてクラスターが広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染 症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを 避けるための対応が必要な状況。 ステージIIIで 講ずべき施策 (7頁)を 実施

ステージIVの指標 (上昇局面ではより積極的に)

ステージIVの指標 (下降局面ではより慎重に)

#### ステージⅣ

#### 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を 避けるための対応が必要な段階

病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、**爆発的な感染拡大**により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。

ステージIVで 講ずべき施策 (8頁)を 実施

## 早期探知のための指標

- 基本的には、ステージⅢになれば、"サーキットブレーカー"として、7頁に示すまん延防止等重点措置等を含む様々な"強い対策"を早期に講じることが重要である。
- そのためには、5頁に示すステージの指標に加え、各地域の専門家は、以下のような様々な指標を基に総合的に判断する必要がある。
- 感染力が高い変異株が出現したために、早期に対策を講じなければ、今まで以上に医療が逼迫しやすくなってきている。したがって、感染拡大の予兆を早期に探知し、先手を打ち、"強い対策"を講じる必要がある。

## 安定した状況からの立ち上がりを示す指標

#### ·発症日別陽性者数(注1)

- ・20-30歳代を中心とした<u>年齢階層別新規陽性者の数及</u> び割合(注2)
- •PCR陽性率
- ·今週先週比(注4)
- ・歓楽街の夜間の人流

#### 病床確保との関係で "強い対策"を講じるタイミングの指標

- ・都道府県は、今週先週比を基に、一般医療と両立可能 な最大の確保病床(注3)を占有してしまう感染者数に、 2-4週間で到達してしまうことが想定されると判断され た時点で、"強い対策"を講じることが重要である。
- ・さらに、<u>夜間の人流</u>が増え、<u>今週先週比が1.0を大きく上</u> 回ることが2週間以上続く場合等にも特に早期の対策が 必要である(注4)。
- ・なお、大きく感染が拡大する予兆として、20-30歳代の 新規陽性者の数や割合が増加する傾向があることも考 慮する必要がある。
- 注1 感染症対策では報告日別よりも発症日別の新規陽性者数がより重要である。専門家が分析・評価を加えることによって予兆の探知がある程度可能である。
- 注2 若年層が起点となり高齢層に感染が拡大する傾向が見られることから、年齢別新規陽性者数を継続的に見ていくことが重要である。
- 注3 一般医療と両立可能な範囲で最大の確保病床の数とは、都道府県が今後の感染拡大に備えて整備している、一般医療と両立可能な範囲で最大限確保する病 床の数をいう。ただし、最大の確保病床数が少ない地域では、より早い段階から"強い対策"を講じ始める必要がある。
- 注4 今週先週比とは直近一週間と先週一週間の新規陽性者数の比をいう。今週先週比が1.0を超える状況が継続する場合には注意が必要である。

## ステージ判断のための指標

	医療提供体制等の負荷					感染の状況	
		①医療の逼迫具	<b>合</b> 注1	②療養者數	③PCR陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路
	入院	医療	重症者用病床	注2	注3	注4	不明割合
ステージⅢ の指標	確保病床の 使用率 <b>20%</b> 以上	入院率 40%以下	確保病床の 使用率 <b>20%</b> 以上	20人/10万人以上	5%以上	15人 /10万人/週以上	<b>50%</b> 以上
ステージIV の指標	確保病床の 使用率 <b>50%</b> 以上	入院率 <b>25%</b> 以下	確保病床の 使用率 <b>50%</b> 以上	30人/10万人以上	10%以上	<b>25人</b> /10万人/週以上	<b>50%</b> 以上

- 注1 医療の逼迫具合に関しては、一般医療と両立可能な最大限の病床を確保し、医療提供体制を強化することが前提である。確保病床とは、病床・宿泊療養施設確保計画において一般医療と両立可能な範囲で最大限確保した病床であり、当該計画における最終フェーズまでに、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ要請があれば、患者受入れを行うことについて医療機関と調整済の病床をいう。入院率とは療養者数に対する入院者数の割合をいう。入院率については、感染拡大に伴い療養者数が増加すると、入院できない自宅療養者数等が増加することとなり、入院者に対する療養者数が増加することから、医療の逼迫状況を把握するための指標として用いるものである。このため、入院率の指標については療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する。また、新規陽性者が、発生届が届け出られた翌日までに療養場所の種別が決定され、かつ入院が必要な者が同日までに入院している場合には入院率を適用しない。これらの指標以外にも、大都市圏については、医療提供体制の負荷を見るための指標として救急搬送困難事例、監視体制を見るための指標として発症から診断までの日数についても参考指標として確認する。
- 注2 療養者数とは入院者数及び自宅・宿泊療養者数等を合わせた数をいう。ただし、地域によっては、変異株の影響により療養期間が2週間以上と長くなることも見られることから、療養者数の指標については弾力的に判断する必要がある。なお、今後、療養者数等の指標の目安を変更する場合には、感染性と関係すると思われるPCR検査のct値も参考に検討する必要がある。
- 注3 PCR陽性率については、増加速度についても注意を払うこと。
- 注4 新規陽性者数については、日々の入手可能性を踏まえつつ、発症日での検討結果も考慮するとともに、若年層や高齢者など年齢階層別新規陽性者数の動向も注視することが重要である。特に20-30歳代の新規陽性者数は先行指標として重要である。